

第1条 競技会の定義及び組織

2009年JAF全日本ジムカーナ選手権第4戦「オールジャパンジムカーナ」は、社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとに国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAFの国内競技規則とその付則、2009年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、2009年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則、スピード行事競技開催規定および本競技会特別規則に従い国内競技として開催される。

第2条 競技会の名称

2009年JAF全日本ジムカーナ選手権第4戦
オールジャパンジムカーナ

第3条 競技種目

ジムカーナ

第4条 競技の格式

JAF公認：国内競技、JAF公認番号2009年8205号

第5条 開催日程

2009年6月7日（日） 1日間

第6条 競技会開催場所（コース公認NO. 2009年I-0105号）

名 称	:オートスポーツランドスナガワ
所在地	:砂川市オアシス町158番地
担当者名	:中江一雄（株式会社砂川振興公社 事務局次長）
T E L	:0125-54-2190
F A X	:0125-54-0015

第7条 オーガナイザー等

オーガナイザーの名称	:カースポーツクラブコクピット
代表者名	:石川 和男
所在地	:003-0876 札幌市白石区東米里2081-89
T E L	:011-873-2072
F A X	:011-873-2072

オーガナイザーの名称	:AGメンバーズスポーツクラブ北海道
代表者名	:田畑 邦博
所在地	:003-0022 札幌市白石区南郷通19丁目南4-9
T E L	:011-864-1101
F A X	:011-864-1182

第8条 組織委員会

組織委員長	田畑 邦博
副組織委員長	石川 和男
組織委員	須藤 憲光

第9条 競技会主要役員

審査委員長	鎌田 耕造（JAF派遣）
審査委員	中村 善浩（JAF派遣）
審査委員	恒松 雅彦（組織委員会任命）
競技長	楨田 龍史
副競技長	古川 晶一
コース委員長	石田 昌輝
計時委員長	永井 真
技術委員長	石川 和男
パドック委員長	加藤 和由
救急委員長	米沢 章
医師団長	野田 健
事務局長	大橋登美雄

第10条 参加申込および参加費用

- 参加申込場所および問い合わせ先（大会事務局）
所在地：003-0022 札幌市白石区南郷通19丁目南4-9
株式会社ブランニングフォー内
オールジャパンジムカーナ大会事務局
担当者：須藤憲光
TEL:011-864-1101 FAX:011-864-1182
<参加料振込先>
北海道銀行 流通センター前支店 口座番号0645356
口座名義 株式会社ブランニングフォー
札幌市白石区本通18丁目北3-88
- 参加受付期間
受付開始：2009年4月11日
締切日：2009年5月9日必着
- 提出書類
所定の参加申込書、車両申告書、選手紹介書等に必要事項を記入し、競技参加者、競技運転者、サービス員が誓約文へ、それぞれ署名のうえ、以下の参加料を添えて参加受付期間内に上記まで申込むこと。
- 参加料
¥36,000
・公開練習は公式競技ではなく、公式競技に適用される諸規則は適用されず、参加は任意です。スケジュール等の詳細はインフォメーション参照のこと。
- その他
・宿泊 各自手配のこと
・昼食（弁当） 希望者は申込書に記入し申し込むこと
・サービス員登録料 1名につき¥3,000

- ・サービスカー登録料 1台につき¥3,000、1BOX等5.2mまで
- ・予備スペース 1スペース（2.3m X 5m）につき¥3,000

第11条 サービス員、サービスカー

競技参加者は、パドックサービス員およびパドックに持ち込むサービスカーについて競技参加申込と同時に登録を必要とする。登録したサービスカーはパドック内のオーガナイザーが指定した駐車スペースに置くこと。登録以外の車両積載車等の車両は、オーガナイザーが指定する駐車スペースに置くこと。

第12条 競技のタイムスケジュール

6月7日（詳細は公式通知に記載する）	
ゲートオープン	05:30
参加確認受付	06:00～07:00
公式車両検査	06:00～07:20
慣熟歩行1	07:20～08:10
開会式	08:15～08:25
ドライバズブリーフィング	08:25～08:45
第1ヒート	09:00～
慣熟歩行2	第1ヒート終了後10分後から50分間
第2ヒート	第1ヒート終了後70分後
表彰式	15:00（予定）

第13条 その他の事項

- 慣熟歩行
慣熟歩行を行う。（歩行のみ）
- 賞典
・全部門全クラス 1位から3位 JAF楯
・全部門全クラス 1位から6位 トロフィー、賞金又は賞品（但し対象者数はJAF楯を除き当該クラス参加受理者の2分の1を超えないものとする）
- 計測装置
計測は自動計測器を使用し、千分の一秒まで計時する。

第14条 損害の補償

- 参加者・競技運転者は参加車両及び付属品の損害・盗難・紛失等の被害ならびに会場施設・器物を破損させた場合の補償等理由の如何にかかわらず各自が責任を負わなければならない。
- 参加者・競技運転者・サービス員（ヘルパー含む）・ゲスト等は、JAF及びオーガナイザーの大会役員・競技役員が一切の責任を免除されることを了承しなければならない。大会役員・競技役員がその役務に最善を尽くす事はもちろんであるが、その役務遂行に起因するものであっても、参加者・競技運転者・サービス員・ゲスト等・観客・大会関係者当の死亡・負傷・車両の損害に対して一切の責任を負わないものとする。

大会組織委員会